

市第16号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第35条の5第1号中「スプリンクラー設備（）」の次に「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第2条第5号に規定する」を加え、「作動時間が60秒以内」を「、同省令第12条の表の標示温度区分が75度未満又は75度以上121度未満の各欄に応じた種別の欄にそれぞれ規定する一種」に改める。

第45条第1項ただし書中「第10条第1項各号」の次に「（第1号ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。）」を加え、同条第3項後段を削り、同条に次の4項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の規定により設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル未満のものに設置するものは、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければ

ならない。

- 5 前項の場合において、当該防火対象物に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第2において電気設備の消火に適応するものとされる消火器具を、防火対象物の階ごとに、当該電気設備のある場所の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
- 6 第3項の規定にかかわらず、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。
- 7 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により同項第3号に規定する場所に設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル未満のものに設置するものは、省令第6条第1項から第3項まで及び第7項に規定する数値によるほか、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を25平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第35条の5第1号の改正規定は公布の日から、第19条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

消防法施行令等の一部改正に伴い、消火器具に関する基準の整備等を図るため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案す

る。

**参 考**

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（避雷設備）

第19条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格  
日本工業規格に適合するものとしなければならない。

（第2項省略）

（設置の免除）

第35条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第35条の3第1項に定める住宅の部分にスプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第2条第5号に規定する標示温度が75度以下で、同省令第12条の表の標示温度区分が75度未満又は作動時間が60秒以内75度以上121度未満の各欄に応じた種別の欄にそれぞれ規定する一種）の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（第2号から第5号まで省略）

（消火器具に関する基準）

第45条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号（第1号口に掲げる防火対象物で、延

べ面積が 150 平方メートル未満のものを除く。)に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

(第2項省略)

- 3 前2項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物の床面積を 150 平方メートルで除して得た数以上としなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の規定により設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が 150 平方メートル未満のものに設置するものは、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該防火対象物に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第2において電気設備の消火に適応するものとされる消火器具を、防火対象物の階ごとに、当該電気設備のある場所の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
- 6 第3項の規定にかかわらず、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該防火対象物の床面積を 150 平方メートルで除して得た数以上としなければならない。
- 7 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により同項第3号に規定する場所に設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる

防火対象物で延べ面積が 150 平方メートル未満のものに設置するものは、省令第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 項に規定する数値によるほか、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を 25 平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。